

令和2年6月19日

保護者 様

埼玉県立越生高等学校長 江森 幸夫

### 通常登校開始について

小夏の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。日頃から本校の教育活動に対して、多大なる御支援を賜りますことに感謝申し上げます。

さて、埼玉県教育委員会から令和2年6月12日付け、「県立学校の通常登校の開始について」の通知等により、本校といたしましても、下記のとおり6月22日（月）から通常登校を開始しますので、何卒御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 通常登校について

6月22日（月）より、通常登校となります。午前8時40分に登校してください。1限に朝礼を行い、2限から6限は通常授業になります。

#### 2 マスクの着用について

- (1) 校舎内では、マスクの着用をお願いします。
- (2) 登下校時など屋外では、人と十分な距離（2メートル）を確保できる場合においてマスクを外しても構いませんが、公共交通機関（電車・バス等）を利用するときにはマスクの着用をお願いします。

#### 3 文化祭について

埼玉県教育委員会からのガイドラインに則り、大変残念ですが中止となりました。

#### 4 部活動等について

当面の部活動等の実施は、週3日程度かつ1回の活動を60分程度とします。具体的な活動日等は顧問からの指示があります。

#### 5 登校前の健康観察等の徹底について

御家庭で健康観察カード（提出してもらう場合があります）を活用して、健康観察（風邪症状の有無）及び体温測定を実施するようお願いいたします。発熱等の風邪の症状がみられる場合は、登校しないようにしてください。登校後に、発熱等の風邪の症状がみられる場合は、帰宅して自宅静養していただきます。

#### 6 出席停止について

次の場合において、出席停止扱いとします。（保護者からの連絡と罹患届（後日）の提出が必要）

- (1) 生徒の感染が判明した場合又は生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合
- (2) 生徒に発熱等の風邪の症状がみられる場合
- (3) 同居の家族に発熱等の風邪の症状が見られる場合
- (4) 医療的ケアが日常的に必要な生徒や基礎疾患等のある生徒について、主治医や学校医等に相談の上、校長が登校すべきでない判断した場合
- (5) 校長が「非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数」として認めた場合

#### 7 その他

- (1) 教室で昼食を取る場合は、座席移動や友人と机を向かい合わせたりしないで、自分の机で昼食を取るようになります。食堂を利用する場合は、食堂の指示通りの座席で昼食を取るようになります。また、話をしながら食事をしないようにお願いします。
- (2) 万が一、新型コロナウイルス感染症と診断された場合や、濃厚接触者に該当すると保健所等から連絡があった際には、学校へ御連絡ください。
- (3) 今後の状況の変化に伴い、対応が大きく変わる可能性があります。